

伊勢茶の振興に関する条例（仮称） 素案作成に向けた正副委員長たたき台

※ 以下の条文イメージは、前回の特別委員会において条例の方向性について決定いただいたことなどを踏まえ、今後の特別委員会で条文案を検討・協議するための参考として示したものの。

1 目的

【条文イメージ】

- ・ この条例は、伊勢茶の普及の促進及び【食育の推進】に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、計画の策定その他の伊勢茶の普及の促進及び【食育の推進】に関し必要な事項を定めることにより、伊勢茶の振興を図ることを目的とする。

【補足】

- ・ 前半部分（「伊勢茶の普及の促進及び食育の推進に関し、～伊勢茶の普及の促進及び食育の推進に関し必要な事項を定めることにより、」）は、この条例の規定内容（達成手段）を明記したもの。条例案の内容が大きく修正される場合には、この部分の修正もあわせてなされることを想定している。
 - ・ 後半部分（「伊勢茶の振興を図ることを目的とする。」）は、この条例の目指すべき目的について明記したもの。
- ※ 「食育の推進」の表現については、あくまで仮の表現のため、条文イメージ中において【】をつけている。
- ※ 例えば「伊勢茶の普及の促進及び食育の推進」など条例上頻出する長い表現については、略称規定を設けることも考えられる。

2 定義

- ・ 伊勢茶の定義について条文上どのように表記（定義）するかは、今後改めて検討することとしたい。
- ※ 前回の特別委員会において、「三重県産のお茶全般を広く対象とすること」で決定したものの。
- ・ 上記のほか、条例上において定義すべき用語があれば、定義規定に加える。

3 基本理念・責務等

(1) 基本理念

【条文イメージ】

- ① 伊勢茶の普及の促進は、伊勢茶が県内の主要な農産物であることに鑑み、伊勢茶が県内の飲食店、旅館、学校、家庭、地域その他の様々な場において、伊勢茶に親しむ環境を整備することを旨として行わなければならない。

- ② 伊勢茶の普及の促進は、県内外において、伊勢茶の価値の向上及び消費の拡大が図られることを旨として行われなければならない。
- ③ 伊勢茶の【食育の推進】は、伊勢茶の伝統と文化に関する知識等の普及を通じ、県民が伊勢茶に親しみ、愛着を持つことにつながることを旨として行われなければならない。

【補足】

- ・ 伊勢茶の普及の促進及び食育の推進について、基本理念を明記したもの。条文イメージでは、①、②は「普及の促進」、③は「食育の推進」について、それぞれ規定している。

(2) 役割等

【条文イメージ】

- ① 県の責務
 - ・ 県は、基本理念にのっとり、伊勢茶の普及の促進及び【食育の推進】に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ② 茶業者の役割
 - ・ 伊勢茶の生産、加工又は販売の事業（以下「茶業」という。）を営む者（以下「茶業者」という。）は、茶業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- ③ 飲食店営業者等の役割
 - ・ 飲食店営業、旅館業等を営む者（以下「飲食店営業者等」という。）は、その事業において伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の販売し、又は提供することが、伊勢茶の普及に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- ④ 茶業者等への支援
 - ・ 県は、伊勢茶の普及の促進及び【食育の推進】に関する施策を講ずるに当たっては、茶業者及び飲食店営業者等がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。
- ⑤ 市町との協働
 - ・ 県は、市町が実施する伊勢茶の普及の促進及び【食育の推進】に関する施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

【補足】

- ・ (1)の基本理念を踏まえ、県の責務等を①～⑤として明記したもの。
- ・ 実施主体として、県、茶業者、飲食店営業者等及び市町を想定し、これらの者に対する規定を設けている。これら以外の者についての規定を設けることも可能。

4 推進体制、計画等

(1) 県、茶業関係者等との相互の連携協力体制の整備

【条文イメージ】

- ・ 県は、伊勢茶の普及の促進及び【食育の推進】に関する施策を効果的に実施するため、県、市町、茶業者、飲食店営業者等その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

【補足】

- ・ 県に関係者相互間の連携協力体制の整備に努めることを責務として義務付けるもの。

(2) 「伊勢茶振興計画」への反映

【条文イメージ】

- ・ 県は、伊勢茶の普及の促進及び【食育の推進】に関する計画を定めるものとする。
- ・ 上記の計画は、お茶の振興に関する法律第3条第1項に規定する振興計画と一体のものとして作成することができる。

【補足】

- ・ 県が定める「伊勢茶振興計画」にこの条例に基づく施策等を反映させるための規定を明記したもの。
- ・ 立法上は、この条例に基づく計画の策定を義務付けつつ、お茶の振興に関する法律に基づく振興計画と一体のものとして作成することを可能としている。

5 基本的施策

【総論】

- ・ 基本的施策については、意見シートに記載された内容を踏まえ、骨格的な部分について条文イメージを作成したもの。今後の特別委員会において、具体的にどのように条文化していくか検討するものと考えている。

(1) 伊勢茶の普及の促進

① 飲食店営業者等による伊勢茶の販売等の促進

【条文イメージ】

- ・ 県は、飲食店営業者等による伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の販売又は提供を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

② 伊勢茶の普及宣伝等の強化

【条文イメージ】

- ・ 県は、伊勢茶及び伊勢茶を活用した飲食物の普及の促進を図るため、

県内外における伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物に関する情報の提供及び普及宣伝の取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者に対する支援を行うよう努めるものとする。

- ・ 県は、上記の取組の実施及び上記の支援に当たっては、茶器その他県内の特産物と組み合わせた伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の販売又は提供について適切な配慮を行うよう努めるものとする。

③ 伊勢茶の新たな需要の開拓の促進

【条文イメージ】

- ・ 県は、新たな伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の開発、生産、販売、提供その他伊勢茶の新たな需要の開拓に資する取組を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

④ 海外における伊勢茶の輸出の促進

【条文イメージ】

- ・ 県は、海外市場の開拓等がお茶の需要の増進に資することに鑑み、輸出に向けた体制の整備その他伊勢茶の輸出を促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 伊勢茶の【食育の推進】

① 学校教育における伊勢茶に関する【食育の推進】

【条文イメージ】

- ・ 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して、伊勢茶に関する体験活動、学習の機会の提供その他伊勢茶の【食育の推進】に関する活動が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

② 伊勢茶に対する県民の理解と関心の増進

【条文イメージ】

- ・ 県は、伊勢茶に関する県民の理解と関心を深めるため、家庭、地域等において伊勢茶の【食育の推進】に関する活動が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・ 県は、伊勢茶が古くから生産されてきたことに鑑み、伊勢茶に関する郷土の歴史、食文化等についての啓発及び知識の普及その他の【伊勢茶学（伊勢茶の伝統と文化に関する知見をいう。）】に基づく【食育の推進】を図るよう努めるものとする。

【補足】

- ・ 2つ目の項において、「伊勢茶学」という表現を用いているが、一般に使

用しない表現となるため、仮にこのような表現を用いるのであれば、どのような定義とするか、特別委員会において今後議論が必要。

※ 「伊勢茶学」の表現については、あくまで仮の表現のため、条文イメージ中において定義も含め、【】をつけている。

(3) 伊勢茶の日 (or 伊勢茶月 (週) 間)

【条文イメージ】

- ・ 伊勢茶について県民の関心と理解を深めるため、伊勢茶の日 (or 伊勢茶月 (週) 間) を設ける。
- ・ 伊勢茶の日 (or 伊勢茶月 (週) 間) は、●月●日 (or ●月 (●週)) とする。
- ・ 県は、伊勢茶の日 (or 伊勢茶月 (週) 間) において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

【補足】

- ・ 伊勢茶の日 (or 伊勢茶月 (週) 間) に関する規定を設けるのであれば、どの時期が良いか、特別委員会において今後議論が必要。